特集:人々の生活実態・困難の多面的分析

住居との関連から見た生活の困難 ----「第2回生活と支え合いに関する調査」を用いた分析----

阪東 美智子*

抄 録

本稿は、住まいと生活に関する項目を追加した「第2回生活と支え合いに関する調査(2017年)」の個票データを用い、住居との関連から見た生活の困難を明らかにすることを目的とする。指標として、最低居住面積水準や収入・支出に占める住居費の割合を用いた。

一般に所得階級が高いほど住居の状況は良好であるが、住居の状況は所有形態によって大きく異なる。完済済みの持ち家に居住している場合は、床面積も広く住居費負担も小さいが、民間の賃貸住宅の場合は床面積が小さく最低居住面積水準未満であるものも少なくない。また、民間の賃貸住宅は住居費負担が大きい。以上の結果は、住居の状況が生活の困難と深く関係があることを示唆する。

なお、同じ所得階級であっても、生活保護の受給の有無や、預貯金・借入金の有無によって、床面積や住居費負担は異なった。このことから、貧困の把握には、所得だけでなく資産状況も含めた分析が必要である。

キーワード: 貧困、生活状況、住居、生活と支え合い調査

社会保障研究 2020, vol. 4, no. 4, pp. 513-528.

I はじめに

住居は基礎的生活の重要な要素の一つであり、 貧困に影響する。所得など金銭的指標による貧困 指標に加えて、住宅設備や住環境に関する項目を 含む剥奪指標の活用が進んでいる。例えば、 Townsend (1979) の剥奪指標には、水洗トイレの 有無、風呂又はシャワーの有無など、4種の住宅設 備に関する項目がある。また、国内では、阿部 (2006) が住宅設備3項目と住環境4項目を取り入 れている。しかし、いずれの指標も、住居そのも のの実態を十分に反映しているとは言えない。

本稿では、住まいと生活に関する項目を追加した「第2回生活と支え合いに関する調査 (2017年)」の個票データを用い、住居との関連から見た生活の困難について考察する。

Ⅲ 住居に関する既存統計を利用した先行研究

1 居住水準に関する研究

住居から見た貧困の様相を示す指標の一つは、 最低居住水準を満たしているかどうかである。先 行研究には、「住宅・土地統計調査」を用い最低居

^{*} 国立保健医療科学院 上席主任研究官

住水準を指標に用いて分析したものが多い。

福井他(2003)は、愛知県の「住宅・土地統計調査」の再集計から、最低居住水準未満の世帯の特徴を、世帯主年齢と世帯収入(5分位)に着目して分析を行っている。最低居住水準未満率は持ち家と借家で格差が大きく、特に民営借家ではどの層でも最低居住水準未満率が高いこと、収入が相対的に高いⅢ・Ⅳ層でも最低居住水準未満率が高いこと、公営住宅・公団住宅は高齢単身世帯や夫婦のみ世帯の比率が高いが最低居住水準未満率は必ずしも高くないこと、20歳代の最低居住水準未満率は必ずしも高くないこと、20歳代の最低居住水準未満率は低いこと、などを明らかにしている。

塩崎他(2018)は、住生活基本法制定後10年の住宅事情について、平成20年と平成25年の「住宅・土地統計調査」の集計表を用い、住宅の所有関係、世帯人員、世帯収入別に最低居住水準未満世帯率を示している。平成20年調査に比べ平成25年調査では最低居住水準未満世帯率が上昇しており、とりわけ民営借家や単身世帯の未満世帯率が高いこと、民営借家では年収300万円未満で高く、特に年収100~200万円未満の世帯、単身世帯と5人以上の世帯で未満率が極めて高いことを指摘している。

檜谷他(2003)は「住宅・土地統計調査」の集計表を用い、最低居住水準を用いて「住宅困窮」の実態把握を試みている。住戸規模と世帯人員によって算出される最低居住水準未満世帯率は、単身世帯の増加により減少している一方で、借家の規模は拡大していないため二極化が進行していること、低家賃であるにもかかわらず住居費負担率の高い低所得者が存在することを指摘している。

丸山・駒村 (2013) は、「住宅・土地統計調査」の個票データを独自に再集計し、公営住宅と民間借家世帯の居住水準、家賃負担について比較検討している。公営住宅の入居水準判定に使用される「政令月収」が多人数世帯に有利な設計となっていること、世帯人員が増加するほど民間借家・公営住宅とも居住水準が低下するが、中でも最低所得階層の居住水準が最も低水準であること、世帯人員と世帯年収を調整して公営住宅と民間借家世帯を比較すると、低所得層や最低居住水準未満の

住宅で家賃・間代額の差が大きいこと, などを明 らかにしている。

浦川(2006)は、「日本版General Social Surveys (JGSS)」の個票データを用い、最低居住水準や誘導居住水準を用いて居住空間の貧困状況を分析している。また、JGSSには「住んでいる地域に対する満足度」や「家庭生活に対する満足度」という調査項目が含まれていることから、住宅の広さと満足度との関係を分析している。推定結果では、住環境の剝奪と関連が強いのは、低所得であることと持ち家以外の住宅に居住していることが明らかになっている。

2 住居費負担に関する研究

川田・平山(2016)は、「全国消費実態調査」の 個票データを用い、家計における住居費負担の動 向を調べ、あわせて大阪府に居住する低所得世帯 を対象としたヒアリング調査の事例分析から. 低 所得世帯の家計における住居費負担の詳細や住宅 の選好と生活の具体的状況を把握している。住居 費負担は経年に伴い増加しており、特に借家に居 住する世帯の負担増が顕著である。また、住居費 控除後所得を用いて貧困率を算出し、住居費控除 前所得を基準にした場合と比べて貧困率が上昇す ると述べている。事例分析からは、狭小・老朽・ 低廉な借家に居住せざるを得ない世帯と、住宅を 選好できず住居費負担が過重になる世帯の2つの パターンが存在し、前者には男性単身世帯やひと り親世帯の事例が多く該当し、後者には住宅ロー ン返済中の家族世帯や就学期の子どもがいる家族 世帯、セキュリティを重視する女性単身世帯が該 当することを示した。家賃や住宅ローンの支払い が遅延している事例や、住居費の支払いを優先さ せるためにほかの生活費が賄えていない世帯の事 例などが報告されている。

3 住替えに関する研究

宇都・浅見(2003)は、東京都区部を対象に、「住宅・土地統計調査」を利用し、住宅ストックと居住世帯との間の広さのミスマッチ現象を把握し、そのうえで広い住宅から狭い住宅に住み替え

た世帯について、その属性や従前従後の住宅の特徴を分析している。リタイアメント後の高齢者単身および夫婦世帯は持ち家間の住替えによって戸建住宅からそれほど狭くない共同住宅に住替えている一方で、20~30歳代前半の低中所得世帯で戸建持ち家から共同借家への住み替えも多いことなどを明らかにしている。

唐渡・山鹿(2018)、山鹿・唐渡(2018)はいずれも「住宅・土地統計調査」の個票データを利用して、住居移動の傾向と特徴を分析している。唐渡・山鹿(2018)では、ほかの研究と同様に持ち家や借家の格差なども指摘されている。山鹿・唐渡(2018)は、高所得者層の移動頻度が高いこと、遠距離移動になるほど高齢者層が移動しなくなること、全般的に遠距離から近距離移動にシフトしていること、20・30歳代も近距離移動にシフトしていること、などを明らかにしている。また、所得が低い世帯と高い世帯で重視している社会環境が異なり、所得階層別のゾーニングの傾向が強くなる可能性を示唆している。

4 住宅資産に関する研究

平山(2010)は、「全国消費実態調査」の個票データを用い、高齢世帯が保有する住宅資産について分析を行っている。持ち家世帯については現住宅のほかに付加住宅を保有しているかどうかにも着目している。付加住宅を保有する世帯ではそれを賃貸住宅として運用し家賃収入を得るケースがあるからである。分析の結果、高齢世帯の住宅資産保有は顕著に階層化していること、その階層性が世代を超えて受け継がれる可能性があることを示唆している。また、持ち家の高齢世帯に比べ借家の高齢世帯は、所得が低く金融資産も少量で住居費負担率が高いことや、単身世帯で相対的に借家率が高いことから、借家の居住条件の改善が重要な課題であると指摘している。

5 若年・未婚・低所得など個人属性に着目した研究

既存統計調査はいずれも世帯単位の調査である ため、個人属性を用いた分析は困難であったが、

平山 (2007. 2008a. 2008b). 平山・川田 (2015) は女性・若年層・低所得層など個人の属性に着目 して住宅の状況(住宅所有形態や面積. 家賃など) を把握している。平山(2007)では財団法人家計 経済研究所が実施した「女性と資産に関する調 香 | 平山(2008a)では財団法人家計経済研究所 が実施した「消費生活に関するパネル調査」、平山 (2008b) では「住宅・土地統計調査 | のそれぞれ個 票データを用いている。また、平山・川田(2015) では、世帯主以外の若年層や女性の住宅状況が把 握できないことから、独自にインターネットアン ケート調査を実施しデータを収集している。これ らの研究から、女性については住宅条件の階層化 が明らかであり、配偶者の有無は女性の持ち家率 に決定的な影響を与える因子であること、特に低 所得の母子世帯の住宅事情が厳しいことを指摘し ている。また、未婚・低所得の若年層の約6割が親 の持ち家の居住者であり、住居費負担を回避する ことで安定した状態にあること、約2割は自身が 所有・賃借する借家に居住しているが、 低収入ゆ えに住居費支出の負担が重く不安定であり、具体 的な転居計画も立たず不安定の克服ができない状 況にあることを明らかにした。一方、親の持ち家 の保全も、その修繕のための資力を有していない ために新たな課題となる可能性があると指摘して いる。

井原・平山(2011)は、「住宅・土地統計調査」の個票データを用い、子どもの数に着目して住宅状況を分析し、住宅の所有形態によってこの数に違いがあること、収入だけでなく住宅の空間的条件(広さや通勤時間など)が子どもの数に影響していること、子どもが多い世帯は住居費負担の軽減と広さを確保するため建築年の古い住宅に居住していること、親の家に同居することで子どもを持つのに有利な環境を作り出していること、等を明らかにしている。

6 国際比較研究

川田・平山(2010)は、「慶応義塾家計パネル調査」と「European Quality of Life Survey」のそれぞれ個票データを用い、日本における無配偶者の居

住実態の特性について、国際比較分析を行っている。世帯単位の分析ではなく個人単位の分析を行っているところに特徴がある。日本は他国と比べて、無配偶者の持ち家取得がきわめて少なく親との同居持ち家率が高いこと、無配偶者の住宅所有形態の男女差が小さいこと、男女差が小さい要因の一つに公的借家のストックの少なさがあること、などを挙げている。

■ 生活と支え合いに関する調査データの分析 結果

1 使用データ

本稿で用いるデータは、2017年7月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第2回生活と支え合いに関する調査」の個票データである。この調査は、厚生労働省が実施する「平成29年国民生活基礎調査」で全国を対象に設定された調査地区(1,106地区)内から無作為に選ばれた調査地区(300地区)内に居住する世帯主および18歳以上の個人を対象としたもので、世帯票と個人票から成る。世帯票の有効票数は10,369票、有効回収率は63.5%、個人票の有効票数は19,800票、有効回収率は75.0%である。本稿では、住居に関する項目が記載された世帯票を用い、世帯の収入については個人票を用いた。暮らし向きについては、世帯主の個人票の回答を以って世帯を代表する回答とみなした。

2 収入と住居の質の関係

(1) 収入分位

世帯の収入は、可処分所得と等価可処分所得を 用い、それぞれ十分位に分けた。可処分所得と等 価可処分所得の各収入分位の平均値・中央値は、 表1と表2のとおりである。いずれの表でも、第 I 分位は0円であった。

本調査の標本における貧困線(等価可処分所得の中央値の半分,109.6万円)は第Ⅲ分位の平均値(119.1万円)をやや下回る値となり、相対的貧困率は18.9%であった。総務省「全国消費実態調査(2009年)」の相対的貧困率は10.1%、厚生労働省

表1 世帯の収入(可処分所得)

可処分所得	平均値	度数	標準偏差	中央値
第I分位	0.00	949	0.000	0.00
第Ⅱ分位	76.85	959	33.464	84.00
第Ⅲ分位	170.99	1062	24.997	179.00
第Ⅳ分位	237.06	718	16.396	240.00
第V分位	298.46	959	17.494	300.00
第Ⅵ分位	372.48	967	22.549	370.00
第Ⅷ分位	460.68	951	31.060	458.00
第Ⅷ分位	565.09	830	33.302	569.50
第Ⅸ分位	718.19	901	56.736	705.00
第X分位	1256.10	921	1598.855	1007.00
合計	410.44	9217	615.200	330.00

表2 世帯の収入 (等価可処分所得)

等価可処分所得	平均值	度数	標準偏差	中央値
第 I 分位	0.00	949	0.000	0.00
第Ⅱ分位	53.63	912	24.740	56.57
第Ⅲ分位	119.10	981	15.595	120.00
第Ⅳ分位	163.41	846	11.973	164.65
第V分位	200.68	934	10.399	200.00
第Ⅵ分位	240.14	920	11.751	240.42
第Ⅷ分位	284.92	910	13.248	282.90
第Ⅷ分位	342.50	935	20.129	345.00
第Ⅸ分位	427.86	913	30.901	424.26
第X分位	738.59	917	790.404	600.00
合計	256.02	9217	321.294	219.20

「国民生活基礎調査(2012年)」は16.1%であり、 これらの調査結果よりやや高い数値となった。

公営住宅制度の入居収入基準は、裁量階層の上限の収入基準が政令月収25.9万円(収入分位50%)、本来階層の入居収入基準(参酌基準)が政令月収15.8万円(収入分位25%)である。算出方法が異なる(政令月収は所得から所得控除額・人的控除を差し引いた額だが、本調査では税・社会保険料を差し引いた額である)ため単純比較はできないが、本調査の標本の可処分所得を当てはめると、入居収入基準以下に該当する世帯は25.1%となる。裁量階層に相当する収入階級は7%ポイントほど低いが、本来階層に該当する収入階層の割合はほぼ同じ値となった。

(2) 収入と住居の形態

住居の形態をみると、全体では、持ち家73.3%、 民営借家15.4%、公営借家5.2%、UR・公社の借家

62.5 (5704)

合計

10.8 (988)

1.9%, 給与住宅2.0%である(表3)。平成30年住宅・土地統計調査では,持ち家61.2%,民営借家28.5%,公営借家3.6%,UR・公社の借家1.4%,給

表3 住居の形態

			20 11	H -> //>/EX			
男性							
等価可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営の賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等の 賃貸住宅	給与住宅	全体
第 I 分位	58.7 (355)	8.3 (50)	19.3 (117)	7.4 (45)	3.0 (18)	1.0 (6)	100.0 (605)
第Ⅱ分位	62.6 (383)	11.1 (68)	14.1 (86)	7.8 (48)	1.8 (11)	0.3 (2)	100.0 (612)
第Ⅲ分位	69.7 (451)	7.0 (45)	11.4 (74)	7.7. (50)	1.7 (11)	0.3 (2)	100.0 (647)
第Ⅳ分位	67.6 (434)	7.6 (49)	13.4 (86)	7.0 (45)	2.0 (13)	0.8 (5)	100.0 (642)
第Ⅴ分位	69.6 (523)	8.8 (66)	12.8 (96)	3.7 (28)	1.7 (13)	1.5 (11)	100.0 (751)
第Ⅵ分位	68.5 (517)	11.9 (90)	11.9 (90)	2.5 (19)	1.3 (10)	2.3 (17)	100.0 (755)
第Ⅷ分位	68.5 (540)	10.9 (86)	12.7 (100)	1.3 (10)	1.9 (15)	2.8 (22)	100.0 (788)
第Ⅷ分位	65.4 (538)	12.3 (101)	14.9 (123)	0.7 (6)	1.3 (11)	4.0 (33)	100.0 (823)
第Ⅸ分位	68.8 (560)	11.4 (93)	14.7 (120)	1.0 (8)	0.6 (5)	2.2 (18)	100.0 (814)
第X分位	62.9 (526)	14.4 (120)	13.0 (116)	0.5 (4)	1.4 (12)	5.4 (45)	100.0 (836)
合計	66.4 (4827)	10.6 (768)	13.0 (1008)	3.6 (263)	1.6 (119)	2.2 (161)	100.0 (7273)
女性							
等価可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営の賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等 の賃貸住宅	給与住宅	全体
第 I 分位	49.1 (160)	12.0 (39)	19.6 (64)	12.0 (39)	1.8 (6)	0.0 (0)	100.0 (326)
第Ⅱ分位	46.0 (132)	10.5 (30)	17.8 (51)	17.1 (49)	3.8 (11)	0.3 (1)	100.0 (287)
第Ⅲ分位	48.5 (159)	8.5 (28)	18.6 (61)	15.5 (51)	3.0 (10)	0.0 (0)	100.0 (328)
第Ⅳ分位	44.4 (83)	15.0 (28)	19.3 (36)	12.8 (24)	4.3 (8)	0.5 (1)	100.0 (187)
第Ⅴ分位	54.8 (97)	8.5 (15)	18.6 (33)	11.3 (20)	1.1 (2)	0.6 (1)	100.0 (177)
第VI分位	45.8 (71)	9.0 (14)	26.5 (41)	9.0 (14)	1.9 (3)	3.2 (5)	100.0 (155)
第Ⅷ分位	43.7 (52)	11.8 (14)	31.1 (37)	4.2 (5)	5.0 (6)	1.7 (2)	100.0 (119)
第Ⅷ分位	50.5 (53)	12.4 (13)	28.6 (30)	1.9 (2)	1.9 (2)	2.9 (3)	100.0 (105)
第Ⅸ分位	41.9 (39)	18.3 (17)	28.0 (26)	2.2 (2)	3.2 (3)	4.3 (4)	100.0 (93)
第X分位	42.5 (31)	30.1 (22)	20.5 (15)	1.4 (1)	0.0 (0)	1.4 (1)	100.0 (73)
合計	47.4 (877)	11.9 (220)	21.3 (394)	11.2 (207)	2.8 (51)	1.0 (18)	100.0 (1850)
全体							
等価可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営の賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等 の賃貸住宅	給与住宅	全体
第 I 分位	55.3 (515)	9.6 (89)	19.4 (181)	9.0 (84)	2.6 (24)	0.6 (6)	100.0 (931)
第Ⅱ分位	57.3 (515)	10.9 (98)	15.2 (137)	10.8 (97)	2.4 (22)	0.3 (3)	100.0 (899)
第Ⅲ分位	62.6 (610)	7.5 (73)	13.8 (135)	10.4 (101)	2.2 (21)	0.2 (2)	100.0 (975)
第Ⅳ分位	62.4 (517)	9.3 (77)	14.7 (122)	8.3 (69)	2.5 (21)	0.7 (6)	100.0 (829)
第V分位	66.8 (620)	8.7 (81)	13.9 (129)	5.2 (48)	1.6 (15)	1.3 (12)	100.0 (928)
第VI分位	64.6 (588)	11.4 (104)	14.4 (131)	3.6 (33)	1.4 (13)	2.4 (22)	100.0 (910)
第Ⅷ分位	65.3 (592)	11.0 (100)	15.1 (137)	1.7 (15)	2.3 (21)	2.6 (24)	100.0 (907)
第Ⅷ分位	63.7 (591)	12.3 (114)	16.5 (153)	0.9 (8)	1.4 (1)	3.9 (36)	100.0 (928)
第Ⅸ分位	66.0 (599)	12.1 (110)	16.1 (146)	1.1 (10)	0.9 (8)	2.4 (22)	100.0 (907)
第X分位	61.3 (557)	15.6 (142)	14.4 (131)	0.6 (5)	1.3 (12)	5.1 (46)	100.0 (909)
1 - 1	()	()		()	()	()	/\

注:数値は回答の割合,()内は回答数を示す。各表において,「間借り」「医療機関・介護施設等」「その他」は省略しているが,右列の「全体」はこれらの数値を含む。

5.2 (470)

1.9 (170)

2.0 (179)

100.0 (9123)

15.4 (1402)

与住宅2.1%であり、これと比べると、本調査では 持ち家層が12.1%ポイント高く、民営借家層が 13.1%ポイント低い。また、公営借家が1.6%ポイ ント高い。

等価可処分所得別にみると、所得階級が高い層 ほど持ち家の割合が高い。逆に第1分位では民営 女性が世帯主の世帯は全体の20.3%だが、世帯

賃貸住宅の割合が高く約2割を占める。また、第 Ⅰ分位から第Ⅳ分位(公営住宅の入居者資格の収 入条件である政令月収の参酌基準以下にほぼ該 当) は公営住宅の割合が高く, 第VI分位以上で給 与住宅の割合が相対的に高い。

表4 住居の構造

等価可処分所得	木造	鉄骨造, RC造	その他	わからない・不明	合計
第 I 分位	60.9 (369)	33.3 (202)	1.0 (6)	4.8 (29)	100.0 (606)
第Ⅱ分位	64.1 (392)	32.4 (198)	1.1 (7)	2.5 (15)	100.0 (612)
第Ⅲ分位	67.6 (438)	29.3 (190)	0.9 (6)	2.2 (14)	100.0 (648)
第Ⅳ分位	66.9 (431)	29.5 (190)	1.2 (8)	2.3 (15)	100.0 (644)
第V分位	69.2 (519)	26.1 (211)	0.6 (6)	1.9 (14)	100.0 (750)
第Ⅵ分位	65.4 (495)	31.6 (239)	0.9 (7)	2.1 (16)	100.0 (757)
第Ⅷ分位	64.9 (511)	31.6 (250)	1.3 (10)	2.0 (16)	100.0 (787
第Ⅷ分位	61.7 (510)	34.7 (287)	1.8 (14)	1.8 (15)	100.0 (826
第Ⅸ分位	64.6 (529)	33.2 (271)	0.7 (6)	1.2 (10)	100.0 (816
第X分位	55.1 (462)	42.7 (358)	1.2 (10)	1.1 (9)	100.0 (839)
合計	63.9 (4656)	32.9 (2396)	1.1 (80)	2.1 (153)	100.0 (7285
Laket					
女性 等価可処分所得	木造	鉄骨造,RC造	その他	わからない・不明	合計
第 I 分位	53.8 (176)	39.4 (129)	0.6 (2)	6.1 (20)	100.0 (327
第Ⅱ分位	52.4 (150)	37.8 (108)	1.7 (5)	8.0 (23)	100.0 (286
第Ⅲ分位	55.0 (181)	40.7 (134)	0.3 (1)	4.0 (13)	100.0 (329
第Ⅳ分位	46.8 (87)	47.8 (89)	1.6 (3)	3.8 (7)	100.0 (323
第V分位	59.3 (105)	36.7 (65)	0.6 (1)	3.4 (6)	100.0 (177
第VI分位	49.7 (77)	43.2 (67)	1.3 (2)	5.8 (9)	100.0 (155
第Ⅷ分位	44.5 (53)	53.8 (64)	0.0 (0)	1.7 (2)	100.0 (119
第Ⅷ分位	50.0 (52)	48.1 (50)	0.0 (0)	1.9 (2)	100.0 (104
第IX分位	40.9 (38)	52.7 (49)	3.2 (3)	3.2 (3)	100.0 (93
第X分位	39.7 (29)	58.9 (43)	1.4 (1)	0.0 (0)	100.0 (73
合計	51.3 (948)	43.2 (798)	1.0 (18)	4.6 (85)	100.0 (1849
	2 12 (2 27			(***/	
全体	t vit	M H M. TO OM.	2 - M.))))	A ~1
等価可処分所得	木造	鉄骨造, RC造	その他	わからない・不明	合計
第 I 分位	58.4 (545)	35.5 (331)	0.9 (8)	5.3 (49)	100.0 (933
第Ⅱ分位	60.4 (542)	34.1 (306)	1.3 (12)	4.2 (38)	100.0 (898
第Ⅲ分位	63.4 (619)	33.2 (324)	0.7 (7)	2.8 (27)	100.0 (977
第Ⅳ分位	62.4 (518)	33.6 (279)	1.3 (11)	2.7 (22)	100.0 (830
第 V 分位	67.3 (624)	29.8 (276)	0.8 (7)	2.2 (20)	100.0 (927
第VI分位	62.7 (572)	33.6 (306)	1.0 (9)	2.7 (25)	100.0 (912
第Ⅵ分位	62.3 (564)	34.7 (314)	1.1 (10)	2.0 (18)	100.0 (906
第Ⅷ分位 	60.4 (562)	36.2 (337)	1.5 (14)	1.8 (17)	100.0 (930
第Ⅸ分位	62.4 (567)	35.2 (320)	1.0 (9)	1.4 (13)	100.0 (909
第X分位	53.6 (491)	44.0 (401)	1.2 (11)	1.0 (9)	100.0 (912
合計	61.4 (5604)	35.0 (3194)	1.1 (98)	2.6 (238)	100.0 (9134)

注:数値は回答の割合,()内は回答数を示す。

主の違いにより住宅の所有形態は大きく異なる。世帯主が男性の場合、持ち家が77.0%であるのに対し、女性の場合は59.3%である。逆に、民営借家は男性が13.0%であるのに対し、女性が21.3%。公営住宅は男性が3.6%であるのに対し、女性は11.2%である。男性と女性では所得による所有形態の傾向にも違いがある。男性は所得階級が高い層ほど持ち家の割合が高い。一方、女性は持ち家(共同住宅)が第IX分位と第X分位の高所得階級で割合が高いものの、第III分位までの所得階級では持ち家の割合はほとんど同じである。また、女性の方が低所得階級で公営住宅の割合が高い。

表の掲載は省略するが、世帯主の年齢別では、 年齢が高いほど持ち家(一戸建て)の割合が高い。 25~30歳未満で給与住宅が13.4%あり、ほかの年 齢階層よりも顕著に高い。公営住宅は世帯主の年 齢による違いはほとんど見られなかった。

(3) 収入と住居の構造

全体では、木造61.4%、鉄骨造・RC造が35.0% である(表4)。等価可処分所得による違いはほと んど見られない。

世帯主が女性の世帯の方が男性の世帯よりも鉄骨造・RC造の割合が高い。一戸建てよりも共同住宅(持ち家の共同住宅や公営借家等)に居住する割合が高いことによるものと思われる。

(4) 収入と床面積

平成30年住宅・土地統計調査では、1住宅当たりの延べ床面積は総数平均で92.06平方メートルであり、一戸建てでは126.63平方メートル、共同住宅では51.14平方メートルである。本調査では、全体の平均が110.9平方メートルであり、住宅・土地統計調査の値より18平方メートル大きい。本調査の回答者は持ち家(一戸建て)が多いことが影響していると考えられる。さらに、持ち家(一戸建て)の平均は133.9平方メートルであり、これも住宅・土地統計調査の値より7平方メートル大きい。

所得と住宅床面積の関係をみると、全体では所得階級間で大きな差は見られない(表5)。所得階級が低い層ほど床面積30平方メートル未満の割合は高く、逆に高い層ほど150平方メートル以上の割合が高いが、そのほかの床面積のカテゴリーでは収入階層による顕著な違いはない。

世帯主の性別に着目すると、世帯主が男性の世帯の方が女性の世帯よりも全般的に床面積が広い傾向がみられる。一方、世帯主が女性の世帯では、第 I 分位でも150平方メートル以上の広さに居住している世帯が2割を超えていて、収入による床面積の違いは見られない。第 I 分位でも床面積が広い理由としては、死別した高齢女性が亡夫の持ち家にそのまま居住していたり、未婚女性が老親の持ち家に居住していたりするケースが考えられる。

等価可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営の賃貸住宅	公営住宅	UR・公社の 賃貸住宅	給与住宅	全体
第Ⅰ分位	134.91 (404)	63.20 (53)	41.67 (96)	44.87 (27)	44.73 (16)	61.33 (3)	106.14 (611)
第Ⅱ分位	127.78 (431)	68.23 (70)	50.83 (78)	54.13 (41)	48.20 (15)	— (2)	104.07 (652)
第Ⅲ分位	126.69 (532)	73.11 (60)	52.50 (81)	55.96 (54)	51.72 (13)	— (1)	107.08 (759)
第Ⅳ分位	125.56 (464)	63.90 (61)	48.73 (79)	55.03 (35)	57.00 (8)	81.70 (4)	105.06 (657)
第V分位	129.06 (568)	67.51 (69)	48.59 (92)	53.67 (25)	54.34 (10)	79.27 (4)	110.39 (786)
第Ⅵ分位	130.21 (538)	73.06 (92)	51.01 (90)	47.84 (15)	57.56 (8)	71.63 (15)	109.63 (771)
第Ⅷ分位	135.81 (545)	71.75 (88)	50.53 (97)	56.77 (9)	51.36 (15)	51.16 (15)	113.17 (782)
第Ⅷ分位	137.95 (549)	70.45 (107)	50.24 (106)	51.70 (5)	56.13 (8)	73.48 (26)	113.96 (811)
第Ⅸ分位	138.78 (554)	76.40 (100)	51.65 (112)	67.58 (9)	54.29 (7)	60.67 (15)	115.60 (806)
第X分位	151.10 (518)	81.19 (136)	51.45 (111)	51.67 (3)	58.60 (10)	60.63 (39)	119.41 (830)
合計	133.94 (5103)	72.16 (836)	49.73 (942)	53.68 (223)	52.33 (110)	65.28 (124)	110.85 (7465)

表5 住居の床面積の平均値

注:数値は床面積の平均値,()内は回答数を示す。一は回答数が2以下のため省略。

床面積は収入よりも住宅形態(特に所有形態)による違いが大きいといえる。持ち家(一戸建て)が平均して130平方メートル越えであるのに対し、ほかの住宅形態はすべて100平方メートルに満たない。特に民間賃貸住宅の床面積は50平方メートルにも満たず、公営住宅よりも狭小である。最低居住面積水準未満世帯の割合いをみると、平成25年住宅・土地統計調査では、最低居住面積水準未満世帯の割合は7.1%、持ち家0.9%、民営借家20.6%、公営借家8.5%、UR・公社借家7.1%、給与住宅15.9%である。本調査では公営借家が14.3%と高いが、そのほかの住宅形態では住宅・土地統計調査の値よりも低い(表6)。

(5) 収入と建築年次

所得階級が低いほど、建築年次を「わからない・不明」と回答した割合が高い。また、新耐震 基準(昭和56年)以降に建築された住宅に住んでいる割合は、所得階級が高いほど高い(表7)。

表は掲載していないが、世帯主の年齢別では、 高齢であるほど旧耐震住宅に居住している割合が 高い。

(6) 収入と住居費 (家賃・住宅ローン)

借家居住者について、民営の賃貸住宅やUR住宅の家賃の平均は65,000円弱であり、公営住宅や給与住宅の平均は25,000円強で、両者の金額の乖

		200		()1 Netha - N E	1119 1		
等価可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等の 賃貸住宅	給与住宅	全体
第 I 分位	0.5 (404)	5.7 (53)	20.8 (96)	14.8 (27)	12.5 (16)	33.3 (3)	5.6 (611)
第Ⅱ分位	1.2 (431)	8.6 (70)	16.7 (78)	22.0 (41)	13.3 (15)	50.0 (2)	6.3 (652)
第Ⅲ分位	0.9 (532)	5.0 (60)	21.0 (81)	5.6 (54)	15.4 (13)	100.0 (13)	4.7 (759)
第Ⅳ分位	1.7 (464)	4.9 (61)	21.5 (79)	14.3 (35)	0.0 (8)	25.0 (4)	5.6 (657)
第V分位	1.2 (568)	7.2 (69)	23.9 (92)	16.0 (25)	0.0 (10)	0.0 (4)	5.0 (786)
第Ⅵ分位	1.3 (538)	2.2 (92)	24.4 (90)	33.3 (15)	12.5 (8)	13.3 (15)	5.4 (771)
第Ⅷ分位	1.5 (545)	2.3 (88)	20.6 (97)	11.1 (9)	0.0 (15)	26.7 (15)	4.9 (782)
第Ⅷ分位	0.2 (549)	2.8 (107)	13.2 (106)	20.0 (5)	12.5 (8)	3.8 (26)	2.8 (811)
第Ⅸ分位	0.2 (554)	0.0 (100)	14.3 (112)	0.0 (9)	0.0 (7)	0.0 (15)	2.4 (806)
第X分位	0.6 (518)	2.9 (136)	12.6 (111)	0.0 (3)	0.0 (10)	15.4 (39)	3.9 (830)
全体	0.9 (5103)	3.7 (836)	18.6 (942)	14.3 (223)	7.3 (110)	13.7 (124)	4.6 (7465)

表6 最低居住面積水準未満の世帯率

注:数値は最低居住面積水準未満の世帯の割合()内は母数を示す。

表7 住居の建築年次

等価可処分 所得	平成23年 以降	平成18 ~22年	平成13 ~17年	平成8 ~12年	平成3 ~7年	昭和56年 ~平成2年	昭和46 ~55年	昭和36 ~45年	昭和35年 以前	わからない・ 不明	合計
第 I 分位	4.8 (43)	4.1 (37)	6.2 (55)	6.6 (59)	7.2 (64)	16.0 (143)	17.9 (160)	10.7 (96)	5.4 (48)	21.1 (189)	100.0 (894)
第Ⅱ分位	4.8 (42)	6.4 (56)	7.9 (69)	9.1 (79)	8.2 (71)	18.8 (163)	16.6 (144)	9.0 (78)	4.6 (40)	14.6 (127)	100.0 (869)
第Ⅲ分位	5.8 (55)	5.0 (47)	6.1 (58)	8.6 (81)	7.0 (66)	21.3 (201)	19.5 (184)	9.4 (89)	4.6 (43)	12.8 (121)	100.0 (945)
第Ⅳ分位	8.1 (65)	6.9 (55)	7.4 (59)	8.7 (70)	7.7 (62)	21.2 (170)	16.3 (131)	7.5 (60)	4.2 (34)	12.0 (96)	100.0 (802)
第Ⅴ分位	7.6 (69)	7.1 (64)	6.9 (62)	8.1 (73)	8.8 (80)	21.5 (195)	18.8 (170)	6.4 (58)	4.5 (41)	10.3 (93)	100.0 (905)
第VI分位	10.1 (90)	8.4 (75)	9.0 (80)	10.8 (96)	9.1 (81)	17.7 (158)	15.6 (139)	6.3 (56)	3.7 (33)	9.4 (84)	100.0 (892)
第Ⅲ分位	9.7 (86)	9.6 (85)	9.1 (80)	10.5 (93)	10.4 (92)	19.0 (168)	15.4 (136)	4.2 (37)	2.9 (26)	9.1 (80)	100.0 (883)
第Ⅷ分位	12.7 (116)	9.9 (90)	11.2 (102)	11.0 (100)	9.9 (90)	17.1 (156)	14.5 (132)	4.6 (42)	2.2 (20)	7.0 (64)	100.0 (912)
第Ⅸ分位	9.2 (82)	11.1 (99)	12.7 (113)	12.9 (115)	11.9 (106)	20.7 (185)	10.3 (92)	3.1 (28)	1.9 (17)	6.2 (55)	100.0 (892)
第X分位	10.3 (92)	12.0 (107)	13.9 (124)	14.8 (132)	12.1 (108)	16.7 (149)	9.0 (80)	3.6 (32)	2.0 (18)	5.5 (49)	100.0 (891)
合計	8.3 (740)	8.0 (715)	9.0 (802)	10.1 (898)	9.2 (820)	19.0 (1688)	15.4 (1368)	6.5 (576)	3.6 (320)	10.8 (958)	100.0 (8885)

注:数値は回答の割合,()内は回答数を示す。

[&]quot;住宅・土地統計調査に倣い、子どもの年齢による世帯人員数の調整を行い、世帯主の年齢や世帯人員を考慮して 算出。ただし、台所の専用・共用については本調査では不明であるため、すべての住宅で台所は専用であると仮 定した。

22.1 (630)

24.5 (589)

22.2 (536)

19.8 (592)

15.7 (576) 21.2 (6124)

離が大きい(表8)。また、本調査における公営住 宅・給与住宅の居住者は、いずれの所得階級(可 処分所得)でも、公営住宅の家賃算定基準額(表

1.2 (335)

1.9 (300)

1.3 (315)

0.1 (372)

1.1 (402)

1.0 (3226)

第VI分位

第Ⅲ分位

第Ⅷ分位

第Ⅸ分位

第X分位

合計

10) よりも家賃額は少ない。一方、民営の賃貸住 宅やUR賃貸住宅は、いずれの所得階級でも、家賃 算定基準額よりも大きく上回る家賃額である。

54.9 (14)

71.6 (5)

88.6 (8)

104.7 (10)

80.3 (9)

64.8 (159)

19.7 (23)

31.2 (25)

24.9 (19)

32.3 (27)

39.3 (23)

25.8 (162)

可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等の 賃貸住宅	給与住宅	全体
第I分位	0.7 (270)	19.5 (61)	57.5 (157)	19.3 (73)	69.7 (21)	16.3 (4)	23.1 (600)
第Ⅱ分位	1.0 (256)	15.4 (76)	52.3 (157)	17.7 (100)	54.2 (22)	28.0 (3)	21.0 (641)
第Ⅲ分位	1.3 (373)	17.0 (69)	53.2 (153)	24.1 (102)	56.1 (28)	9.0 (7)	19.5 (763)
第Ⅳ分位	0.1 (261)	17.2 (40)	59.8 (123)	26.0 (46)	58.0 (19)	14.8 (14)	21.2 (516)
第V分位	0.9 (342)	21.6 (68)	63.1 (161)	29.5 (52)	59.4 (23)	16.4 (17)	22.9 (681)

30.6 (27)

41.5 (20)

45.3 (11)

44.7 (6)

64.0 (4)

25.0 (441)

63.7 (151)

70.4 (150)

74.3 (119)

82.6 (104)

99.9 (60)

64.8 (1335)

表8 住居費の平均値(月額家賃,単位:千円)

注:数値は家賃の平均値,()内は回答数を示す。収入分位は可処分所得による(等価可処分所得ではない)。

18.6 (68)

9.3 (75)

12.5 (52)

10.2 (63)

5.8 (70)

14.6 (642)

	表9 住居費の平均値(月額住宅ローン、単位:千円)									
可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等の 賃貸住宅	給与住宅	全体			
第 I 分位	15.1 (285)	16.3 (48)	0.0 (71)	0.0 (37)	0.0 (7)	41.3 (4)	11.5 (461)			
第Ⅱ分位	27.6 (295)	25.6 (64)	0.4 (70)	1.0 (42)	0.0 (11)	— (1)	19.8 (498)			
第Ⅲ分位	14.5 (383)	17.0 (67)	0.0 (76)	1.4 (58)	0.0 (15)	0.0 (5)	10.9 (623)			
第Ⅳ分位	12.4 (275)	12.3 (38)	2.7 (67)	0.0 (29)	0.0 (11)	0.0 (6)	9.4 (438)			
第V分位	22.1 (380)	27.2 (59)	3.1 (84)	0.0 (37)	0.0 (15)	0.0 (12)	17.1 (601)			
第Ⅵ分位	34.8 (418)	40.2 (68)	2.4 (66)	0.0 (18)	8.8 (8)	0.0 (15)	29.4 (601)			
第Ⅷ分位	41.5 (415)	40.7 (92)	2.8 (71)	0.0 (17)	0.0 (6)	2.0 (20)	33.8 (628)			
第Ⅷ分位	43.1 (413)	51.4 (78)	2.2 (57)	16.0 (5)	0.0 (6)	5.6 (16)	37.9 (584)			
第Ⅸ分位	55.0 (475)	58.9 (87)	10.8 (63)	0.0 (5)	0.0 (7)	39.7 (24)	49.1 (670)			
第X分位	66.4 (525)	80.9 (92)	17.8 (28)	— (1)	14.3 (7)	36.2 (17)	64.5 (674)			
合計	36.3 (3864)	41.4 (693)	3.3 (652)	0.8 (249)	1.8 (93)	15.5 (120)	30.1 (5778)			

注:数値は住宅ローンの平均値、()内は回答数を示す。収入分位は可処分所得による(等価可処分所得ではない)。―は回答数が2以下 のため省略。

	ATO (DO) ALE BONGFICE FIN										
収入分位	収入分位		家賃負担率	家賃算定基準額(円)	年収の目安 (4人世帯)						
1分位	0~10%	10.4万円以下	15.0%	34,400	~366万円						
2分位	10~15%	12.3万円以下	15.5%	39,700	~394万円						
3分位	10~20%	13.9万円以下	16.0%	45,400	~418万円						
4分位	20~25% (本来階層の入居収入基準)	15.8万円以下	16.5%	51,200	~447万円						
5分位	25~32.5%	18.6万円以下	17.0%	58,500	~489万円						
6分位	32.5~40%	21.4万円以下	17.5%	67,500	~531万円						
7分位	40~50% (裁量階層の入居収入基準)	25.9万円以下	18.0%	79,000	~598万円						
8分位	50~60%	25.9万円~	10.00/	01 100	599万円以上						
高額	60%以上 高額所得者となる収入基準	31.3万円~	19.0%	91,100	678万円以上						

表10 (参考) 公営住宅の家賃算定基準額

持ち家居住者について、住宅ローンは、一戸建ての平均が36,000円強、共同住宅の平均が41,000円強であり、共同住宅の方が5,000円強高い(表 9)。所得階級(可処分所得)との関係をみると、第 \mathbb{N} 分位以上では所得が高いほど住宅ローンの金額は高い。第 \mathbb{I} 分位から第 \mathbb{I} 分位では所得との相関がみられず、第 \mathbb{I} 分位は第 \mathbb{V} 分位と同程度の金額である。

住居費の収入に占める割合をみると、まず全体では、持ち家(一戸建て)が12.5%、持ち家(共同

住宅)が16.0%、給与住宅が8.9%であるのに対し、民営賃貸住宅は46.8%、UR・公社賃貸住宅は46.9%であり収入の約半分を住居費が占める状況である(表11)。公営住宅はやや割合が低いものの収入の2割強を占める。所得階級(可処分所得)でみると第Ⅱ分位で割合が高い²。民営賃貸住宅、UR・公社賃貸住宅では、住居費は収入を超えており、預貯金や借入金等から支出している可能性が示唆される。

住居費の支出に占める割合をみると、まず全体

可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等の 賃貸住宅	給与住宅	全体			
第 I 分位	— (219)	— (28)	— (—)	— (—)	- (-)	— (1)	— (250)			
第Ⅱ分位	87.8 (251)	67.2 (56)	218.4 (70)	55.5 (42)	177.3 (11)	— (1)	104.4 (446)			
第Ⅲ分位	6.8 (350)	13.8 (57)	38.4 (76)	18.7 (58)	47.6 (15)	5.0 (5)	14.3 (580)			
第Ⅳ分位	3.8 (253)	8.4 (32)	29.5 (67)	13.4 (29)	30.0 (11)	7.2 (6)	10.1 (409)			
第V分位	5.6 (330)	10.3 (49)	27.1 (84)	12.1 (36)	25.6 (15)	4.8 (12)	10.4 (540)			
第Ⅵ分位	6.8 (325)	14.4 (54)	20.2 (66)	9.4 (18)	20.1 (8)	3.4 (15)	9.8 (494)			
第Ⅷ分位	7.5 (293)	8.3 (70)	18.6 (71)	11.3 (17)	19.5 (5)	6.5 (19)	9.4 (482)			
第Ⅷ分位	6.7 (306)	11.1 (51)	15.4 (57)	9.8 (5)	21.5 (6)	6.8 (15)	8.5 (449)			
第Ⅸ分位	7.5 (369)	8.8 (57)	14.8 (63)	7.2 (5)	20.7 (7)	10.7 (22)	8.8 (532)			
第X分位	5.9 (397)	9.1 (68)	11.4 (28)	— (1)	10.3 (7)	6.9 (17)	6.7 (522)			
合計	12.5 (3093)	16.0 (522)	46.8 (582)	22.2 (211)	46.9 (85)	8.9 (113)	18.3 (4704)			

表11 住居費の収入に占める割合

注:数値は住居費の収入に占める割合の平均値,())内は回答数を示す。第I分位は収入が0円のため、割合の算出はしていない。収入分位は可処分所得による(等価可処分所得ではない)。一は回答数が2以下のため省略。

可処分所得	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (共同住宅)	民営賃貸住宅	公営住宅	UR・公社等の 賃貸住宅	給与住宅	全体		
第I分位	3.2 (227)	10.4 (36)	47.7 (62)	18.5 (35)	32.0 (7)	5.9 (3)	13.9 (377)		
第Ⅱ分位	6.7 (234)	12.7 (55)	37.8 (63)	14.5 (41)	34.3 (11)	— (1)	14.2 (418)		
第Ⅲ分位	4.4 (318)	13.0 (56)	34.9 (74)	17.3 (53)	37.4 (14)	14.5 (4)	12.1 (538)		
第Ⅳ分位	3.3 (238)	11.6 (32)	33.1 (63)	18.2 (27)	25.7 (9)	12.8 (6)	11.4 (385)		
第V分位	5.8 (310)	13.3 (45)	44.4 (80)	16.6 (36)	36.5 (15)	7.8 (11)	14.4 (510)		
第Ⅵ分位	8.7 (316)	19.7 (52)	31.9 (60)	13.2 (16)	35.4 (8)	5.8 (15)	13.5 (474)		
第Ⅷ分位	10.8 (274)	14.0 (65)	39.8 (66)	21.4 (16)	24.9 (5)	16.8 (18)	16.2 (451)		
第Ⅷ分位	11.9 (287)	20.3 (48)	38.6 (54)	24.3 (4)	30.7 (6)	18.7 (14)	16.9 (422)		
第Ⅸ分位	16.1 (346)	18.2 (54)	31.3 (60)	16.1 (5)	41.2 (7)	24.7 (22)	18.7 (503)		
第X分位	15.7 (366)	19.5 (63)	33.7 (27)	- (1)	25.9 (7)	41.1 (16)	18.2 (483)		
合計	9.2 (2916)	15.6 (506)	37.7 (609)	17.1 (234)	33.3 (89)	19.3 (110)	15.0 (4561)		

表12 住居費の支出に占める割合

注:数値は住居費の支出に占める割合の平均値,()内は回答数を示す。収入分位は可処分所得による(等価可処分所得ではない)。 一は回答数が2以下のため省略。

²⁾ 第 I 分位は収入が0であるため、住居費の負担がある場合もその割合は算出していない。なお、収入が0であるにもかかわらず、家賃や住宅ローン等住居費の支出があるケースは173件あり、これらは預貯金や借入金等から住居費を含む生活費を支出していると考えられる。これらを含めると、収入に占める住居費の割合はさらに高くなる。

では 持ち家(一戸建て)が9.2% 持ち家(共同 住宅)が15.6%、公営住宅が17.1%、給与住宅が 19.3%であるのに対し、民営賃貸住宅は37.7%。 UR・公社賃貸住宅は33.3%であり支出の3分の1以 上を住居費が占める状況である(表12)。持ち家 では所得階級 (可処分所得) が高いほど割合が高 い傾向がある。民営賃貸住宅、公営住宅、UR·公 社賃貸住宅では所得との関連はほとんど見られ ず、どの所得階級でも住居費が支出に占める割合 はほぼ同程度である。

(7) 収入と負担感・暮らし向き 住宅費の負担感は所得階級にかかわらず「とて

も重い | 「やや重い | と感じている割合は一定数あ る。収入や支出に占める住居費の割合に着目し て、住宅費の負担感との関連を見ると、住宅費の 負担感を重いと感じている群の方が、収入や支出 に占める住居費の割合が高い傾向がある(表13)。 住宅費の負担感を「とても重い」と感じている群 の住居費の割合は、全体でみると、対収入比で3割 強、対支出比で3割弱である。「とても重い」と感 じている群では、所得階級が低いほど住居費の対 収入割合は高い。第 I 分位は収入が0円であるた め、住居費の占める割合は算出していないが、第 Ⅰ分位・第Ⅱ分位とも収入を超過する金額を支出 している。「負担はない/感じていない」という回

表13 住宅費の負担感と住居費が収入・支出に占める割合

対収入				
等価可処分 所得	とても重い	やや重い	負担はない/ 感じていない	全体
第 I 分位	— (27)	— (43)	— (154)	— (388)
第Ⅱ分位	110.5 (71)	215.0 (128)	55.0 (188)	118.1 (387)
第Ⅲ分位	28.0 (70)	20.4 (158)	8.4 (284)	14.8 (512)
第Ⅳ分位	22.8 (61)	15.6 (138)	6.6 (228)	11.8 (427)
第Ⅴ分位	22.8 (57)	12.5 (174)	5.0 (273)	9.6 (504)
第Ⅵ分位	21.5 (62)	14.9 (160)	4.6 (251)	10.3 (473)
第Ⅷ分位	19.0 (58)	13.4 (180)	5.7 (255)	10.1 (493)
第Ⅷ分位	19.0 (71)	11.3 (177)	4.8 (265)	9.0 (513)
第Ⅸ分位	13.7 (46)	10.0 (167)	4.9 (254)	7.6 (467)
第X分位	14.0 (41)	11.0 (141)	5.3 (333)	7.6 (515)
合計	31.0 (564)	30.8 (1466)	9.1 (2485)	18.9 (4515)

注:数値は住居費が占める割合の平均値、()内は回答数を示す。

対支出				
等価可処分 所得	とても重い	やや重い	負担はない/ 感じていない	全体
第 I 分位	19.1 (51)	18.0 (94)	11.8 (202)	14.5 (347)
第Ⅱ分位	27.5 (63)	17.6 (120)	6.0 (178)	13.6 (361)
第Ⅲ分位	25.3 (64)	16.5 (149)	7.0 (267)	12.4 (480)
第Ⅳ分位	23.6 (58)	16.0 (133)	7.7 (207)	12.8 (398)
第Ⅴ分位	27.0 (55)	14.9 (168)	7.6 (257)	12.4 (480)
第Ⅵ分位	27.2 (58)	18.9 (156)	9.6 (234)	15.1 (448)
第Ⅷ分位	29.3 (50)	21.2 (165)	12.3 (241)	17.4 (456)
第Ⅷ分位	31.3 (68)	21.9 (167)	10.5 (256)	17.3 (491)
第Ⅸ分位	35.2 (40)	21.6 (156)	12.1 (239)	17.6 (435)
第X分位	38.3 (37)	27.7 (130)	15.4 (316)	20.4 (483)
合計	27.9 (544)	19.5 (1438)	10.2 (2397)	15.5 (4379)

表14 家計のやりくりと住居費が収入・支出に占める割合

といけ

MAXX				
等価可処分 所得	とても重い	やや重い	負担はない/ 感じていない	全体
第 I 分位	- (42)	— (105)	— (97)	- (244)
第Ⅱ分位	82.9 (115)	144.9 (181)	88.8 (116)	111.8 (412)
第Ⅲ分位	19.6 (117)	14.5 (251)	10.5 (165)	14.4 (533)
第Ⅳ分位	17.1 (77)	11.4 (227)	7.7 (139)	11.2 (443)
第V分位	14.8 (70)	10.7 (240)	6.2 (205)	9.4 (515)
第Ⅵ分位	16.0 (64)	10.9 (234)	7.2 (189)	10.1 (487)
第Ⅷ分位	13.5 (63)	12.2 (222)	6.4 (215)	9.9 (500)
第Ⅷ分位	15.1 (67)	9.6 (240)	6.1 (200)	9.0 (507)
第Ⅸ分位	10.4 (38)	8.6 (189)	6.2 (243)	7.5 (470)
第X分位	11.3 (21)	10.8 (145)	5.9 (356)	7.5 (522)
合計	26.3 (674)	22.5 (2034)	11.4 (1925)	18.4 (4633)

注:数値は住居費が占める割合の平均値()内は回答数を示す。

対支出

等価可処分 所得	とても重い	やや重い	負担はない/ 感じていない	全体
第 I 分位	11.9 (68)	14.8 (177)	14.4 (128)	14.1 (373)
第Ⅱ分位	19.9 (105)	12.2 (167)	8.1 (111)	13.1 (383)
第Ⅲ分位	19.1 (104)	11.5 (238)	8.1 (159)	12.0 (501)
第Ⅳ分位	17.8 (75)	12.5 (208)	8.4 (129)	12.2 (412)
第V分位	17.3 (67)	13.6 (230)	8.6 (193)	12.1 (490)
第Ⅵ分位	22.5 (60)	14.3 (221)	12.8 (181)	14.8 (462)
第Ⅷ分位	20.8 (57)	18.4 (201)	14.7 (205)	17.0 (463)
第Ⅷ分位	21.9 (64)	18.1 (230)	14.0 (192)	17.0 (486)
第Ⅸ分位	19.0 (33)	20.8 (178)	14.6 (228)	17.4 (439)
第X分位	30.7 (20)	25.0 (131)	17.7 (339)	20.2 (490)
合計	19.2 (653)	15.7 (1981)	12.9 (1865)	15.1 (4499)

答群は、第Ⅱ分位を除いて対収入比が1割以下である。対支出比では、「とても重い」と回答した群では、所得階級が高いほど住居費が支出に占める割合が高い。第Ⅰ分位では支出に占める割合が2

割弱であるが、第 X 分位では4割弱の値を示す。 所得階級が高いと、支出に占める住居費の割合が 高くなっても、支出総額の絶対額が大きいために ほかの支出に与える影響が少ないことが推測され

表15 現在の暮らし向きと住居費が収入・支出に占める割合

対収入						
等価可処分 所得	大変ゆとり がある	ややゆとり がある	普通	やや苦しい	大変苦しい	全体
第I分位	— (1)	— (10)	— (117)	— (66)	— (30)	- (224)
第Ⅱ分位	61.7 (2)	593.0(13)	49.3 (125)	64.8 (112)	61.3 (69)	79.4 (321)
第Ⅲ分位	0.0 (2)	11.2 (9)	11.6 (216)	16.5 (205)	15.8 (68)	14.1 (500)
第Ⅳ分位	14 (3)	7.7 (17)	8.9 (231)	14.0 (137)	12.0 (48)	10.8 (436)
第V分位	7.4 (3)	7.7 (32)	7.2 (270)	11.7 (153)	14.8 (48)	9.3 (506)
第VI分位	7.7 (4)	11.3 (27)	8.1 (262)	12.8 (150)	14.8 (33)	10.2 (476)
第Ⅲ分位	7.4 (6)	7.0 (45)	9.0 (284)	11.2 (124)	18.2 (36)	10.0 (495)
第Ⅷ分位	12.2 (5)	5.4 (45)	7.9 (313)	11.9 (124)	14.6 (22)	9.0 (509)
第Ⅸ分位	5.6 (12)	8.1 (76)	6.8 (299)	9.5 (77)	11.3 (15)	7.5 (479)
第X分位	3.8 (39)	6.7 (141)	7.5 (289)	12.1 (42)	13.2 (12)	7.5 (523)
合計	7.0 (77)	25.6 (415)	10.0 (2406)	17.1 (1190)	22.0 (381)	14.3 (4469)

対支出 等価可処分 大変ゆとり ややゆとり 普通 やや苦しい 大変苦しい 全体 所得 がある がある 第 I 分位 0.0 (1) 25.7 (19) 13.5 (156) 13.4 (112) 12.3 (44) 14.0 (332) 第Ⅱ分位 16.4 (2) 22.4 (12) 9.8 (115) 12.5 (103) 21.8 (64) 13.9 (296) 第Ⅲ分位 0.0 (2) 10.9 (9) 8.9 (208) 13.5 (191) 15.3 (61) 11.6 (471) 第Ⅳ分位 18.7 (3) 5.4 (14) 9.9 (213) 14.5 (128) 14.0 (48) 11.8 (406) 第V分位 9.4 (3) 11.3 (32) 9.3 (255) 13.8 (144) 20.5 (48) 11.9 (482) 第 Ⅵ 分位 21.7 (4) 17.0 (26) 13.1 (252) 17.0 (140) 18.4 (30) 14.9 (452) 第Ⅷ分位 14.0 (5) 14.2 (44) 16.8 (267) 16.9 (114) 24.2 (33) 17.1 (463) 第Ⅷ分位 29.9 (5) 10.1 (43) 第 区分位 14.5 (12) 18.0 (68) 22.2 (68) 25.0 (13) 15.8 (285) 17.3 (446) 第 X 分位 17.2 (38) 18.7 (136) 19.2 (266) 31.2 (40) 32.4 (11) 20.2 (491) 合計 16.2 (1160) 18.7 (373) 15.1 (4326) 16.7 (75) 16.3 (403) 13.8 (2315)

注:数値は住居費が占める割合の平均値,()内は回答数を示す。

表16 生活保護の受給の有無と住宅状況

生活保護受給あり

等価可処分 所得	住宅床面積	家賃	住宅ローン	住居費の 収入に占める 割合	住居費の 支出に占める 割合	
第 I 分位	48.51 (46)	30.20 (72)	0.09 (32)	— (5)	24.8% (29)	
第Ⅱ分位	67.94 (17)	31.16 (25)	0 (13)	92.2% (13)	23.1% (13)	
第Ⅲ分位	43.39 (17)	25.71 (24)	0 (17)	22.0% (17)	22.7% (17)	

生活保護受給なし

工品が成文品なり						
等価可処分 所得	住宅床面積	家賃	住宅ローン	住居費の 収入に占める 割合	住居費の 支出に占める 割合	
第I分位	111.48 (554)	21.69 (519)	12.31 (424)	- (245)	12.9% (345)	
第Ⅱ分位	104.50 (617)	20.19 (560)	23.47 (458)	111.4% (403)	12.8% (373)	
第Ⅲ分位	108.54 (730)	17.36 (662)	14.75 (569)	14.1% (514)	11.6% (483)	

注:数値は各項目の平均値,()内は回答数を示す。

表17 生活保護の受給の有無と住環境

生活保護受給あり

工们体成文相切为											
等価可処分 所得	水洗トイレ がない	浴室又は シャワー室 がない	雨漏り,湿気,破損などの問題がある		世帯の人数 からすると 手狭だ	父連の使か	近隣の騒音 がひどい		罪,暴力,荒	物・生活施	最低居住面
第 I 分位	9.2 (8)	12.6 (11)	25.0 (21)	23.8 (20)	13.1 (11)	27.4 (23)	16.7 (14)	7.2 (6)	8.3 (7)	33.7 (28)	28.3 (13)
第Ⅱ分位	12.1 (4)	6.1 (2)	39.4 (13)	18.2 (6)	16.1 (5)	33.3 (11)	15.2 (5)	12.1 (4)	12.1 (4)	30.3 (10)	23.5 (4)
第Ⅲ分位	0.0 (0)	8.0 (2)	24.0 (6)	32.0 (8)	4.0 (1)	24.0 (6)	4.0 (1)	4.0 (1)	8.0 (2)	24.0 (6)	23.5 (4)

生活保護受給なし

等価可処分 所得	水洗トイレ がない	浴室又は シャワー室 がない	雨漏り,湿 気,破損な どの問題が ある	窓から十分 な光が入ら ない	世帯の人数 からすると 手狭だ	交通の便が 悪い	近隣の騒音 がひどい		罪,暴力,荒	病院, 公共 施設, 買い 物・生活施 設が遠い	最低居住面
第I分位	7.0 (57)	3.8 (31)	22.1 (178)	12.8 (108)	12.3 (98)	27.9 (225)	12.8 (103)	6.7 (54)	5.1 (41)	27.9 (226)	3.6 (20)
第Ⅱ分位	4.3 (36)	2.5 (21)	21.2 (175)	12.8 (106)	13.2 (109)	23.3 (193)	12.0 (99)	6.1 (50)	5.5 (45)	24.9 (207)	6.0 (37)
第Ⅲ分位	6.6 (61)	2.6 (24)	24.1 (223)	9.8 (90)	12.4 (113)	24.3 (224)	9.7 (89)	6.0 (55)	2.9 (27)	26.8 (247)	4.2 (31)

注:数値は回答の割合,()内は回答数を示す。

る。

同様の傾向は家計のやりくり感との関係でも見てとれる(表14)。

暮らし向きとの関係も同様で、所得階級が高いほど「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」の回答の割合は高く、また、対収入・対支出に占める住居費の割合はゆとりがあると回答している人ほど低い(表15)。

(8) 生活保護受給者の住宅状況

生活保護受給者の住宅状況について、受給を受けていない群と比較した(表16,表17)。生活保護受給者はほとんどが賃貸住宅居住者であるため、

同じ所得階級でも住宅の床面積は大きく異なっている。住居費は、生活保護を受給していない群で持ち家が多いことを反映して住宅ローンの額が多い。住居費の収入・支出に占める割合をみると、生活保護受給者の方が住居費の負担が大きい傾向がみられる。生活保護を受給していない群では、完済済みの持ち家に住む者も少なくないことから、住居費の占める割合の平均値が小さくなったと考えられる。

住環境を比べると、生活保護受給者の方が全般 的に悪い傾向がみられる。生活保護受給者の第 I 分位では、「浴室又はシャワーがない」という回答 が1割を超えている。また、「窓から十分な光が入

表18 預貯金の有無と住宅状況

預貯金あり						
等価可処分 所得	住宅床面積	家賃	住宅ローン	住居費の収 入に占める 割合	住居費の支 出に占める 割合	
第 I 分位	106.88 (350)	17.95 (301)	10.84 (264)	— (170)	9.1% (222)	
第Ⅱ分位	107.36 (464)	16.68 (334)	24.72 (294)	82.9% (264)	11.5% (250)	
第Ⅲ分位	111.32 (512)	14.43 (419)	11.02 (380)	12.2% (353)	9.2% (340)	
第Ⅳ分位	105.65 (482)	17.35 (388)	15.36 (349)	9.5% (321)	10.4% (304)	
第V分位	112.81 (600)	15.02 (446)	16.06 (457)	7.3% (393)	9.5% (374)	
第Ⅵ分位	111.47 (590)	19.04 (444)	24.15 (431)	8.9% (367)	13.3% (352)	
第Ⅷ分位	115.24 (621)	20.28 (480)	29.02 (456)	8.8% (396)	15.7% (375)	
第Ⅷ分位	116.01 (650)	20.96 (492)	36.22 (514)	7.9% (412)	15.9% (392)	
第Ⅸ分位	117.56 (668)	20.55 (482)	42.62 (511)	7.1% (401)	15.9% (376)	
第X分位	119.97 (747)	22.51 (552)	56.03 (573)	6.8% (476)	18.5% (449)	
合計	113.31 (5624)	18.74 (4338)	29.12 (4229)	13.6% (3553)	13.3% (3434)	

注:数値は各項目の平均値()内は回答数を示す。

預貯金なし

頂灯並なし								
等価可処分 所得	住宅床面積	家賃	住宅ローン	住居費の収 入に占める 割合	住居費の支 出に占める 割合			
第 I 分位	96.22 (188)	30.84 (242)	11.88 (150)	- (55)	20.1% (122)			
第Ⅱ分位	93.68 (186)	25.80 (226)	20.57 (162)	67.6% (138)	16.7% (127)			
第Ⅲ分位	92.53 (203)	24.84 (244)	18.74 (184)	19.2% (161)	19.0% (145)			
第Ⅳ分位	100.75 (151)	26.73 (175)	29.42 (146)	16.0% (119)	17.5% (106)			
第Ⅴ分位	99.88 (152)	31.55 (144)	27.51 (132)	16.7% (108)	21.5% (105)			
第VI分位	97.89 (152)	30.89 (140)	35.06 (144)	14.8% (107)	21.2% (103)			
第Ⅷ分位	99.33 (132)	31.47 (117)	41.77 (132)	14.7% (93)	23.7% (82)			
第Ⅷ分位	105.84 (135)	28.06 (125)	47.75 (124)	13.3% (100)	22.4% (98)			
第Ⅸ分位	104.49 (106)	34.15 (82)	57.09 (93)	11.1% (64)	27.7% (59)			
第X分位	111.95 (66)	26.26 (53)	99.72 (57)	14.9% (44)	36.6% (41)			
合計	98.87 (1471)	28.61 (1548)	33.21 (1324)	22.0% (989)	21.2% (988)			

表19 借入金の有無と住宅状況

借入金あり

1147 411111-5 7	147 (114.7)								
等価可処分 所得	住宅床面積	家賃	住宅ローン	住居費の収 入に占める 割合	住居費の支 出に占める 割合				
第 I 分位	114.64 (68)	16.49 (63)	58.97 (76)	- (7)	24.7% (46)				
第Ⅱ分位	110.04 (140)	12.23 (111)	66.85 (151)	124.3% (98)	26.8% (88)				
第Ⅲ分位	115.59 (142)	17.41 (123)	52.01 (144)	33.9% (98)	26.8% (93)				
第Ⅳ分位	112.51 (156)	13.02 (124)	59.29 (163)	21.5% (108)	22.7% (97)				
第V分位	113.66 (192)	16.49 (108)	59.84 (183)	22.0% (97)	27.6% (93)				
第Ⅵ分位	109.83 (240)	11.61 (153)	63.90 (231)	18.1% (138)	25.2% (136)				
第Ⅷ分位	116.15 (240)	8.77 (181)	71.15 (268)	17.8% (169)	26.7% (153)				
第Ⅷ分位	120.37 (335)	9.41 (215)	75.20 (330)	15.3% (204)	27.9% (197)				
第Ⅸ分位	111.93 (334)	10.14 (202)	82.66 (324)	13.2% (187)	29.6% (173)				
第X分位	122.92 (344)	9.98 (240)	108.78 (335)	13.1% (229)	35.2% (211)				
合計	115.58 (2214)	11.69 (1520)	74.63 (2205)	25.5% (1335)	28.2% (1287)				

注:数値は各項目の平均値,()内は回答数を示す。

借入金なし

等価可処分 所得	住宅床面積	家賃	住宅ローン	住居費の収 入に占める 割合	住居費の支 出に占める 割合
第I分位	105.27 (484)	23.51 (479)	0.47 (360)	- (234)	10.7% (316)
第Ⅱ分位	102.71 (467)	22.64 (444)	1.94 (307)	60.8% (304)	8.8% (287)
第Ⅲ分位	105.09 (582)	17.66 (546)	0.87 (431)	9.7% (427)	8.3% (402)
第Ⅳ分位	102.88 (483)	21.89 (435)	0.49 (341)	7.9% (339)	8.9% (318)
第V分位	109.04 (579)	18.99 (489)	0.62 (415)	6.2% (413)	8.4% (394)
第Ⅵ分位	109.05 (514)	24.92 (435)	2.27 (353)	7.0% (343)	10.8% (324)
第Ⅷ分位	110.30 (499)	27.61 (419)	1.63 (331)	5.8% (325)	12.2% (307)
第Ⅷ分位	109.44 (466)	29.09 (407)	0.46 (313)	4.8% (312)	10.0% (296)
第Ⅸ分位	118.30 (454)	28.85 (372)	2.02 (293)	3.9% (288)	9.5% (270)
第X分位	116.58 (473)	31.09 (365)	1.89 (297)	2.8% (292)	8.9% (279)
合計	108.75 (5001)	24.16 (4391)	1.22 (3441)	10.8% (3277)	9.6% (3193)

らない」という回答が生活保護を受けていない群よりも5.4~22.2%ポイントも高い。「病院、公共施設、買い物・生活施設が遠い」という回答も生活保護を受けていない群より高い。興味深いのは「世帯の人数からすると手狭だ」という回答が生活保護を受けていない群とほとんど変わらないにもかかわらず、最低居住面積水準未満世帯の割合を算出すると、明らかに生活保護受給世帯でその割合が高いことである。生活保護受給者の約4分の1が該当した。住環境に対する主観的評価の基準が、生活保護受給者では低くなっている可能性がある。

(9) 預貯金・借入金の有無と住宅状況

預貯金の有無別で住宅状況を比較した (表18)。 預貯金のある群の方が住居の床面積は広い。一 方,住居費は,預貯金のない群の方が,家賃も住 宅ローンも高い傾向がみられる。住居費が収入・ 支出に占める割合も,預貯金のない群の方が約 10%ポイントほど高くなっている。

借入金の有無別(表19)では借入金のある群の 方が住居の床面積は広い。住居費のうち家賃については借入金のない群の方が高いが、住宅ローン は借入金のある群で高く借入金のない群はほとん ど住宅ローンの支出がない。借入金のない群で は、住宅ローンの返済が終了した世帯が多いと考 えられる。住居費が収入・支出に占める割合は、 借入金のある群の方が対収入で約15%ポイント、 対支出で約20%ポイントも高い。

₩ おわりに

本稿では、国立社会保障・人口問題研究所の「第2回生活と支え合いに関する調査」の個票データを用い、所得階級別に住居の状況を検証した。一連の検証において、最低居住面積水準や収入・支出に占める住居費の割合を算出し指標として分析することを試みた。

一般に所得階級が高いほど住居の状況は良好であるが,住居の状況は所有形態によって大きく異なる。 完済済みの持ち家に居住している場合は.

床面積も広く住居費負担も小さいが、民間の賃貸 住宅の場合は床面積が小さく最低居住面積水準未 満であるものも少なくない。また、民間の賃貸住 宅は住居費負担が大きい。

同じ所得階級であっても,生活保護の受給の有無や,預貯金・借入金の有無によって,床面積や住居費負担は異なることから,資産状況も含めた分析が必要である。

本稿の検証結果は、住居の状況が生活の困難と 深く関係があることを示唆するものであるが、指標の選択を含め分析が不十分である感は否めない。今後の課題としてさらなる分析を進めたい。

<参考文献>

Townsend P (1979). Poverty in the United Kingdom. Allen Lane and Penguin Books.

阿部 彩 (2006)。相対的剥奪の実態と分析:日本のマイクロデータを用いた実証研究。社会政策学会編。社会政策学会誌。16。pp.251-275。

井原弘策, 平山洋介 (2011)。住宅所有形態と少子化の 関係についての研究。平成23年度日本建築学会近畿 支部研究発表会。pp.677-680。

宇都正哲, 浅見泰司 (2003)。東京都区部の住み替え構造に関する研究—住宅ストックと居住世帯のミスマッチ解消に向けて—。日本建築学会計画系論文集第567号。pp.103-110。

浦川邦夫(2006)。居住生活の質に関する格差と貧困。 経済論叢(京都大学)第178巻第3号。pp.85(277)-109(301)。

川田菜穂子,平山洋介 (2010)。無配偶者の住宅所有 形態に関する国際比較。日本建築学会計画系論文集 第75巻 第649号, pp.681-687。

(2016)。所得格差と相対的貧 困の拡大における住居費負担の影響 - 住居費控除後 所得 (After-housing income) を用いた実証分析を通 じて - 。2015年版 住総研 研究論文集・実践研究報 告集。pp.215-225。

唐渡広志、山鹿久木(2018)。どのような世帯が移動し、どのような世帯が移動しないのか?:「住宅・土地統計調査」から見た系統と特徴。In齊藤誠編著。都市の老い 人口の高齢化と住宅の老朽化の交錯。東京: 勁草書房; 187-216。

塩崎賢明, 阪東美智子, 川崎直宏, 稲葉剛, 見上崇洋, 岡本祥浩, 川田菜穂子, 鈴木浩 (2018)。住生活基本 法体制の到達点と課題 - 居住弱者の住生活に着目し て-。2017年版 住総研 研究論文集・実践研究報告 集。pp.25-36。

阪東美智子 (2018a)。住居と貧困。 \ln : 駒村康平編著。福祉 + α 10貧困。京都:ミネルヴァ書房。pp.156-

174

- (2018b)。住宅・土地統計調査からみた住宅の貧困状況。In:厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))〈H28-政策-指定-006〉「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」平成29年度 総括・分担研究報告書。pp.14-30。
- 檜谷美恵子,多治見左近,小伊藤亜希子(2003)。「住宅困窮」実態の把握方法とその支援方法を巡る課題。生活科学研究誌Vol.2,(2003)《居住環境分野》。pp.1-15。
- 平山洋介 (2007)。女性の住宅所有に関する実態分析。 日本建築学会計画系論文集 第616号, pp.137-143。
- (2008a)。女性の配偶関係と住宅所有形態に 関するパネルデータ分析。日本建築学会計画系論文 集 第73巻 第627号, pp.1045-1052。
- (2008b)。若年層の居住実態に関する個人単位分析。日本建築学会計画系論文集 第73巻 第632号、pp.2189-2195。

- (2010)。高齢世帯の住宅資産保有に関する 階層分析。日本建築学会計画系論文集 第75巻 第 652号, pp.1549-1555。
- 平山洋介,川田菜穂子 (2015)。若年・未婚・低所得層 の居住実態について。日本建築学会計画系論文集 第80巻 第716号,pp.2303-2313。
- 福井浩喜, 三宅醇, 谷武 (2003)。世帯主年齢, 世帯収入, 住宅所有関係別からみた最低居住水準の分析~ 愛知県におけるケーススタディー~。日本建築学会 大会学術講演梗概集 (東海)。pp.1213-1214。
- 丸山桂・駒村康平 (2013)。低所得世帯の居住水準の実 証研究。三田学会雑誌 第105巻第4号, pp.617-648。
- 山鹿久木, 唐渡広志 (2018)。社会環境の変化と移住行動。In齊藤誠編著。都市の老い 人口の高齢化と住 宅の老朽化の交錯。東京: 勁草書房: 217-252。

(ばんどう・みちこ)

Poverty and Living Conditions in Relation to Housing: Using "The National Survey on Social Security and People's Life (2017)"

BANDO Michiko*

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the poverty and living conditions in relation to housing, using individual data from the "The National Survey on Social Security and People's Life (2017)", which adds items on housing. As indicators, the minimum residential standard and the ratio of housing expenses to income and expenditure were used.

Generally, the higher the income class, the better the status of housing, but the status of housing varies greatly depending on the form of ownership. Residents who have already paid off have large floor space and low housing costs, but those who live in private rental housing have small floor area that is less than the minimum living area standard. In addition, the households living in private rental housing has a large housing cost burden. The above results suggest that housing conditions are closely related to poverty and living conditions.

Even in the same income class, the floor space and housing expenses differed depending on whether receiving public assistances, and having savings or debts. Therefore, in order to grasp poverty and living conditions, it is necessary to analyze not only income but also asset status.

Keywords: Poverty, Living Conditions, Housing, The National Survey on Social Security and People's Life

^{*} Chief Senior Researcher, Department of Environmental Health, National Institute of Public Health